

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る
県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方

意見募集期間：平成22年11月15日～平成22年12月17日

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

227件（227名の方から46項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
1	社会情勢の変化	事業促進	事業促進	津付ダム建設の1日も早い実現を心より強くお願い申し上げます。	3	県としては、引き続き住民理解を得られるよう努めながら、早期完成に向けて着実に事業を進めていきたいと考えています。
2	社会情勢の変化	代替案立案の可能性	整備手法変更	防災対策として津付ダムは、ほとんど効果がありません。県計画では、津付ダムの防災効果は予想浸水家屋3357軒のうち、113軒しか助かりません。危険箇所の改修や地形を生かした効果の大きな河川改修に切り替えるべきです。	219	整備計画の安全率、1/30確率の洪水が発生した場合の、ダムによる効果は、床上浸水被害戸数が1578戸から142戸に1436戸減り、床下浸水被害戸数は924戸から86戸に838戸減ります。総浸水家屋数は2502戸から924戸に1578戸減ると予想しています。 「気仙川河川整備計画」は、「気仙川水系河川整備基本方針」に位置づけられている「ダムと河川改修」を組み合わせた治水対策が、社会的・経済的に最適であることを踏まえ策定しており、ダム下流全川にわたり水位低下の効果がある津付ダムを先行して整備することとしています。 ※「平成21年度津付ダム建設事業再評価にかかる市民団体からの要望等への対応」（平成21年度第7回岩手県大規模事業評価専門委員会配布資料）を参照願います。
3	社会情勢の変化	自然環境	堆積土砂	気仙川の川底が土砂の堆積で、護岸の限界がきている。	1	現況機能を確保するため、適切な維持管理に努めていきます。
4	社会情勢の変化	自然環境	栄養塩類	岩手県では地元での説明会で、海には川からの栄養分はほとんど流れていないと説明をおこなってきたが、国では海域での生産性には川からの栄養塩類が影響を与えていることを認めており、国の見解は地元で漁業に取り組む方々の経験則と合致する。	1	津付ダム建設が気仙川の水質等に与える影響については、環境影響評価書において、最も水質に影響があると想定される工事中的水質において、浮遊物質量、水素イオン濃度について調査、予測した結果、環境基準以下であり影響は小さいと判断しています。 また、環境影響評価において、流水型ダムは平常時には水がたまらないこと、洪水時には河川水が貯留されるが、貯留時間が短く、一時的な貯留となることから、下流河川における富栄養化等の水の汚れ、濁水の長期化による影響はほとんど無いと判断しています。 これらは、津付ダム建設が気仙川の水質等に与える影響として検討したものであり、森・川・海の関連性を否定したものではありません。
5	社会情勢の変化	事業内容	ダムの効果	県計画では、「ダムと部分的な河川改修で概ね30年に1度に発生すると考えられる気仙川沿川の洪水に対応できる」とするが、これはダムのみでは30年確率に対応できないことを明らかにしており、141億円の事業の効果が現況の20年確率からわずかしかない。	1	気仙川の治水対策は、ダムと河川改修を組み合わせる計画となっています。その中で、全川にわたり水位低下が可能な津付ダムを先行することとしており、資産が集中する下流の高田地区では、ダムの水位低下による効果で30年確率の治水安全度が確保されます。また、30年確率の治水安全度が確保されない地区に対しては、ダム建設と並行して河川改修を行う予定としています。
6	社会情勢の変化	その他	被害実績	気仙川の大増水により、住田町2名、陸前高田市1名の女性と幼い女の子が大増水の気仙川に飲まれ、他界した現実がある。	1	意見番号1に対する県の考え方と同じ。

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

227件（227名の方から46項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
7	社会情勢の変化	その他	被害実績	昭和22年9月のカザリン台風、同23年9月のアイオン台風等々気仙川流域に住む私たちは、浸水被害を受け乍ら常に不安と恐怖にさらされる生活を余儀なくされている。	1	意見番号1に対する県の考え方と同じ。
8	社会情勢の変化	その他	被害実績	ダムには関係ない本流以外の被害を集計した情報操作が明らか。	1	既往の水害原因は「水害統計調査(国土交通省河川局)」によると、内水、支流や沢の出水、また、気仙川の無堤部からの浸水があります。 また、岩手県災異年表には、気仙川大石地点（現在の氾濫注意水位2.5m）の水位がカスリン台風では3.0m、アイオン台風では5.6mと記載されています。住田町史、陸前高田市史にも、昭和22年、23年のカスリン、アイオン台風の洪水被害として記載されています。
9	社会情勢の変化	その他		県でもダムの受益地であるはずの下流部で賛成意見がほぼないことを認めている。	1	気仙川の抜本的な治水対策として、津付ダムの早期着工が地元の陸前高田市や気仙地区議会議員協議会から要望されています。
10	社会情勢の変化	その他		簡潔ながら要点は抑えられていると思う。	1	意見番号1に対する県の考え方と同じ。
11	社会情勢の変化	その他		現計画は経済的にも諸所の環境への影響という点でも妥当な計画であると考えている。	1	
12	点検、B/C	事業中止	事業中止	同じ効果でも費用対効果も事業費も河川改修単独案のほうがすぐれている。	2	気仙川の治水対策については、河川法に基づく河川整備基本方針を策定するにあたり、河川や環境の専門家等の有識者で構成されるいわての川づくりプラン懇談会から意見を頂き、国土交通大臣に協議し、その同意を得ているものです。また、河川整備計画を策定するにあたり、河川や環境の専門家、漁業や農業関係者、地元自治会代表などで構成される流域懇談会等を実施し、関係機関と協議したうえで、関係市町村長に対し意見照会を行って、国土交通省東北地方整備局長へ申請し、同意を得て策定しています。基本方針や整備計画を決定するにあたっては、洪水氾濫区域内の人口や資産の状況、県内主要河川とのバランスを総合的に判断し、基本方針における治水安全度を1/70とし、ダムと河川改修を組み合わせた計画としています。この基本方針の達成には、多くの予算と時間を要することから、段階的に整備することとしています。今後20年程度を目標とした整備計画は、治水安全度を概ね1/30とし、ダム下流全川にわたり水位低下の効果がある津付ダムを先行して整備することとしています。 治水安全度1/30でのコスト比較では劣るものの、「ダム+河川改修」は早期に治水効果を発現でき、1/70では河川改修単独案よりコスト比較で優れています。

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

227件（227名の方から46項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
13	点検、B/C	環境評価	サクラマス	サクラマスが生息しているにもかかわらず、確認されていないことになっている。	1	県は平成12年から13年にかけて、住田町赤畑地内から大股川合流点までの気仙川と大股川及びその支川を対象に、13地点で早春、春、夏、秋、晩秋の5季にわたり魚類調査を実施し、このうち、晩秋期にはサクラマスを含むサケ科魚類の産卵状況の把握等を目的に調査を行いました。しかし、気仙川漁業協同組合からの聞き取り調査で、サクラマスは大股川に遡上しているとの情報を得て評価書(5-5)に記載しています。また、成長し海に下った後にサクラマスとなるヤマメに関する調査で、ヤマメの産卵床と産卵適地は、大股川のほぼ全川に分布していることを確認し、評価書(5-5)に記載しています。
14	点検、B/C	その他		必要な事項は十分に検討されていると思う。	1	意見番号1に対する県の考え方と同じ。
15	点検、B/C	その他		1.4は妥当である。	1	
16	治水対策案	代替案立案の可能性	整備手法変更	気仙川は、かけがえのない河川です。山から川へ、そして海へ流れる水を、そして川底をも変えてしまうダムではなく、河川改修に切り替えるべきです。	218	環境影響評価書において、最も水質に影響があると想定される工事中的水質について、浮遊物質濃度、水素イオン濃度について調査、予測した結果、環境基準以下であり影響は小さいと判断しています。 また、環境影響評価において、流水型ダムは平常時には水が貯まらないこと、洪水時には河川水が貯留されるが、貯留時間が短く、一時的な貯留となることから、下流河川における富栄養化等の水の汚れ、濁水の長期化による影響はほとんど無いと判断しています。
17	治水対策評価	その他		よく検討されていると思う。	1	意見番号1に対する県の考え方と同じ。
18	治水対策評価	その他		本再評価は多くの切口から代替案を検討し評価しており、現行案が妥当であるという点に異論はない。	1	
19	総合評価	その他		県の事業評価に基づく再評価、国から示された基準に基づく基準評価の現対策案妥当評価に賛同している。	1	
20	総合評価	事業中止	事業中止	国の方針に従いこの事業を見直せば、ダムにたよらない治水をすべきことは明らかであり、津付ダム建設事業は中止すべき。	1	気仙川の治水対策として、建設事業費、整備期間、環境への影響などの観点から、様々な治水対策案と比較し、事業費が安く、早期に整備が完了し、環境の影響へも配慮しながらダム事業に取り組んでいるものです。

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

227件（227名の方から46項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
21	総合評価	代替案立案の可能性	整備手法変更	国では、コスト(費用)の小さな方法を採用するように指示しています。ダムあり計画は135億円、河川改修だけなら99億円と、同じ効果でもダムあり計画をやめれば36億円も節約できます。	218	意見番号12に対する県の考え方と同じ。
22	総合評価	事業中止	事業中止	ダムを必要としているところはあると思うが、津付ダムは、どう考えても必要性がない。	1	意見番号2に対する県の考え方と同じ。
23	総合評価	その他		結論は妥当であると考え。	2	意見番号1に対する県の考え方と同じ。
24	その他	事業計画	ダムの必要性	専門機関の結果科学的にも証明されている。又国の基準に於いても効果がなしとの意見もあり費用についても36億円も節約との評価が出ているのに誰れがダムを必要と語るのかギモン…！！	2	意見番号2に対する県の考え方と同じ。
25	その他	事業計画	ダムの安全性	ダムによって川を塞ぎ止めることによって川底にどろが堆積しいずれはダムの決壊を招くこととなります。	1	津付ダムは河床付近に穴がある構造で、洪水時にのみ一時的に水を貯めますが、通常時は水が貯まらず、流水や土砂がそのまま下流に流れます。適正な維持管理を行うこととしており、洪水吐きに土砂等が閉塞して、ダムが決壊するようなことは生じないと考えています。
26	その他	事業に関する社会経済情勢	税金	将来のために有効に使って欲しい。	6	公共事業については、厳しい財政事情の中ではありますが、地域の課題や住民ニーズに的確にこたえるため、コスト縮減や地域の事情に応じた整備方法等に留意しながら、県民の皆様提供していくことが重要であると考えています。
27	その他	事業に関する社会経済情勢	福祉予算優先	ムダなお金の使い方はやめて、福祉にまわしてほしい。	3	治水対策は洪水被害から県民の生命や財産を守るとともに、県土の保全を図る県行政の根幹的な責務の一つと考えています。その手法としては、河川改修や遊水地、ダム等さまざまな手法が考えられますが、その選択に当たっては沿川の土地利用状況や周囲の環境、事業に要する経費等、社会的、経済的な要因や地元の意向等を踏まえて進めています。 気仙川は過去に多くの洪水被害が発生しており、流域住民の生命、財産を守るため治水対策の必要性、緊急性は高いと判断しているものであり、ご理解のほどお願いします。

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

227件（227名の方から46項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
28	その他	事業に関する社会経済情勢	事業評価	「住民側の総意」という最も肝心な項目に関する評価がなく、国の「地域の意向を十分に反映するための措置」を講じているとは言えず、再度、評価方法から見直し、再々評価すべきである。	1	ダムの検証については、H22.9.28付けで国土交通大臣から正式に要請があったことを受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検証作業を進めております。 「再評価実施要領細目」によると、検討の手順としては、まず、必要に応じて総事業費や工期、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータの点検をおこなうこと。 次に、これを踏まえ、各ダム事業について目的別（洪水調節、上水道、流水の正常な維持等）に検討を行なう。目的別の検討は、例えば、洪水調節の場合、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案の立案を行い、7つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行なう。 さらに、これらを踏まえて最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行なうこととされています。 また、検討を進めるにあたっては、関係地方公共団体からなる検討の場の設置やパブリックコメントを行うこと。さらに、学識経験を有するもの、氾濫想定区域内等の関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行うこととされています。 ※参考 7つの評価軸 ①安全度 ②コスト ③実現性 ④持続性 ⑤柔軟性 ⑥地域社会への影響 ⑦環境への影響
29	その他	代替案立案の可能性	整備手法変更	防災対策として、自然の流れをせき止めるダム建設より、他の方法で代替すべき。	24	意見番号2に対する県の考え方と同じ。
30	その他	代替案立案の可能性	その他	大股川と気仙川の合流点から世田米字田谷までの流下能力に不足がある場合は、C案の洪水バイパスを同区間に併用していただきたい。	1	意見番号5に対する県の考え方と同じ。
31	その他	自然環境	水質	ダム工事が水が流れて来て、気仙川下流までにごった水が来て、竹駒地域でも透明度が落ちていた。	1	現在付替道路工事を実施しておりますが、ご意見を頂いた濁りの発生は確認されていません。
32	その他	自然環境	水質	ダム建設にあたっては、大量のコンクリート打設となるため、河川の水質に悪影響を及ぼす恐れがあるので、特段の配慮を願います。	1	環境影響評価書において、最も水質に影響があると想定される工事の水質については浮遊物質量、水素イオン濃度について調査・予測した結果、濁水・中和処理プラント等の環境保全措置を講ずることにより、下流の水質は環境基準以下となり影響は小さいと判断しています。また、ダム建設工事期間中も継続して水質調査を行うこととしており、濁水等による下流河川への影響を及ぼさないよう、対策は万全を期することとしています。

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

227件（227名の方から46項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
33	その他	自然環境	ダムの必要性	なぜ防災上も経済的にも効果のうすいこのダムの建設を進めるのか？	1	意見番号2に対する県の考え方と同じ。
34	その他	自然環境	自然を守るべき	サクラマスの川を守ってください。	13	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
35	その他	自然環境	自然を守るべき	今年は「生物多様」年で、ぜひ岩手から大きなメッセージを発してほしい。	1	津付ダムの環境影響評価は平成12年度、13年度に文献調査、現地調査、聞き取り調査等を行うとともに、平成12年度に設置した「津付ダム周辺環境検討委員会」（以下「委員会」という。）からの、指導・助言をいただきながら平成17年度に環境影響評価書として取りまとめたところです。その中では付替え道路工事の影響についても検討しています。環境調査は継続的に行ってきており、その結果を委員会に報告し、指導・助言をいただきながら希少種については移植・播種等の対策を講じており、今後とも環境調査を継続するとともに、委員会の指導・助言をいただきながら自然環境の保全等に努めていきます。
36	その他	自然環境	自然を守るべき	開発という名で自然破壊が進んでいることをできるだけおさえる考え方に立ってほしい。	2	
37	その他	自然環境	自然を守るべき	海を守っていきたい。	2	
38	その他	自然環境	自然を守るべき	人の力で再生できないものをなるべく保全し守ってほしい。	4	
39	その他	事業中止	事業中止	川の水をせき止めるダムは、なんとしてもやめていただきたい。	31	意見番号2に対する県の考え方と同じ。
40	その他	事業促進	事業促進	津付ダムを建設することに賛成です。	2	意見番号1に対する県の考え方と同じ。
41	その他	住民説明	住民説明	たまにある説明会は、ほとんど予告なしでおこなわれ参加者はいつも数名で、内容は技術的すぎる。	1	説明会の案内はチラシで事前に行っています。今後とも、説明はよりわかり易い内容となるよう努めていきます。
42	その他	その他	県の財政状況	県民の財政どうなっているのか。1.5兆円に対する1日当りの金利がいくらになっているのかお知らせ願います。	1	平成21年度において県債現在高は1,507,272百万円であり、1日当りの県債償還利子は約65.8百万円となっております。
43	その他	その他		公共事業全てを高額予算計上の意味で無駄と言い切れるのか。サクラ鱒の生態と生命、人間社会生活の優先度を考えた場合、優先の価値観は言う間でもない順番があるように思う。	1	意見番号1に対する県の考え方と同じ。
44	その他	その他		意見に賛同する。	2	意見番号2、16、21に対する県の考え方と同じ。
45	その他	その他		国営諫早湾開門など大型公共事業が見直されて要るときに岩手県では……。	1	

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

227件（227名の方から46項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
46	その他	その他		この(意見提出様式)に6項目あるが、こういうお役所の言葉ではなく、もう少しわかりやすい言葉を使ってください。	1	今回のダムの検証は、国が策定した「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施細目」に基づき行っており、検証結果の項目や意見提出様式の項目についてもこれに沿ったものです。 今後、パブリックコメントで意見提出様式を添付する際には、項目等はできる限りわかりやすい表記とし、皆さまから広く意見をいただけるよう工夫していきたいと考えています。
総 数					782	

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※県基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

5件（5名の方から31項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
1	事業概要	事業目的	治水安全度	治水安全度を見直すべき。基本方針の70年確率の治水安全度では事業が完了する見込みが立たない。	1	気仙川の治水対策については、河川法に基づく河川整備基本方針を策定するにあたり、河川や環境の専門家等の有識者で構成されるいわての川づくりプラン懇談会から意見を頂き、国土交通大臣に協議し、その同意を得ているものです。また、河川整備計画を策定するにあたり、河川や環境の専門家、漁業や農業関係者、地元自治会代表などで構成される流域懇談会等を実施し、関係機関と協議したうえで、関係市町村長に対し意見照会を行って、国土交通省東北地方整備局長へ申請し、同意を得て策定しています。基本方針や整備計画を決定するにあたっては、洪水氾濫区域内の人口や資産の状況、県内主要河川とのバランスを総合的に判断し、基本方針における治水安全度を1/70とし、ダムと河川改修を組み合わせた計画としています。この基本方針の達成には、多くの予算と時間を要することから、段階的に整備することとしています。今後20年程度を目標とした整備計画は、治水安全度を概ね1/30とし、ダム下流全川にわたり水位低下の効果がある津付ダムを先行して整備することとしています。
2	事業概要	事業目的	治水安全度	まず、30年に1度の洪水に対応すべき。	1	
3	事業概要	事業目的	ダムの必要性	ダムが雨の降り方によっては効果が無い。	1	気仙川の治水計画については、過去の様々な降雨パターンの流出計算の結果、治水基準点で最大値となるものを採用した計画としています。
4	事業概要	事業目的	ダムの必要性	国が莫大な財政赤字を抱える中で、国の補助率が高い間という理由で選択されたダム事業が今も生き残っているのがおかしい。	1	気仙川の必要な治水対策として、建設事業費、整備期間、環境への影響などの観点から、様々な治水対策案と比較し、事業費が安く、早期に整備が完了し、環境の影響へも配慮しながらダム事業に取り組んでいるものです。
5	事業概要	事業内容	ダム以外の治水対策	流域の多様な地形を精査し、効果的な河川改修で治水対策を選択すべき。	1	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
6	事業の進捗状況	事業の進捗状況	事業促進	津付ダム建設の1日も早い実現を心より強くお願い申し上げます。	3	県としては、引き続き住民理解を得られるよう努めながら、早期完成に向けて着実に事業を進めていきたいと考えています。
7	事業の進捗状況	事業の進捗状況	事業中止	ダム本体は未着工であるから、中止することは比較的容易であるはずである。	3	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
8	社会情勢等の変化	施工地域における状況	被害実績	気仙川の大雨増水により、住田町2名、陸前高田市1名の女性と幼い女の子が大雨増水の気仙川に飲まれ、他界した現実がある。	1	意見番号6に対する県の考え方と同じ。

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※県基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

5件（5名の方から31項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
9	社会情勢等の変化	施工地域における状況	被害実績	昭和22年9月のカザリン台風、同23年9月のアイオン台風等々気仙川流域に住む私たちは、浸水被害を受け乍ら常に不安と恐怖にさらされる生活を余儀なくされている。	1	意見番号6に対する県の考え方と同じ。
10	社会情勢等の変化	自然環境	事業中止	自然を破壊するダム建設に固辞するような防災計画はやめるべき。	1	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
11	社会情勢等の変化	自然環境	堆積土砂	気仙川の川底が土砂の堆積で、護岸の限界がきている。	1	現況機能を確保するため、適切な維持管理に努めていきます。
12	社会情勢等の変化	自然環境	堆積土砂	堆砂数量の見積もりに大きな誤りがある可能性が高い。	1	計画堆砂量は、ダムサイト上流域の現況調査（河床材料など）を踏まえ、流入土砂量を計算で求めており、県内の他ダムの実績堆砂量と比較しても妥当であることを確認しています。
13	社会情勢等の変化	自然環境	環境調査	道路工事が進行中だが、河川への影響がひどい。付け替え国道等の関連工事による河川生態系への影響を調査し、県民に示すことが必要。	1	津付ダムの環境影響評価は平成12年度、13年度に文献調査、現地調査、聞き取り調査等を行うとともに、平成12年度に設置した「津付ダム周辺環境検討委員会」（以下「委員会」という。）からの、指導・助言をいただきながら平成17年度に環境影響評価書として取りまとめたところです。その中では付替え道路工事の影響についても検討しています。環境調査は継続的に行っており、その結果を委員会に報告し、指導・助言をいただきながら希少種については移植・播種等の対策を講じており、今後とも環境調査を継続するとともに、委員会の指導・助言をいただきながら自然環境の保全等に努めていきます。
14	社会情勢等の変化	自然環境	環境調査	環境影響調査が全く不十分であり、サクラマスの生息や生態系全体に対する配慮が欠けている。	1	
15	社会情勢等の変化	自然環境	魚類	ダムは自然環境への負荷がもっとも大きい。魚類の遡上は不可能であり、下流に土砂を流せない。	1	津付ダムは、河床付近に穴のある構造で、常時には水や土砂は下流に流れる構造になっており、魚も遡上が可能と考えております。なお、安定的な河床が形成される分の土砂は堆積しますが、今後行う詳細設計等により、より魚類等に配慮した構造となるよう取り組んで行きます。
16	社会情勢等の変化	自然環境	漁業	ダムによる影響はダムの直下でもっとも大きく、海へも影響する。気仙川水系の良好な自然環境はカキなど広田湾の特産物を育てている。	1	平成18年2月に開催された「第7回津付ダム周辺環境検討委員会」において、「流水型ダムに変更になったことから、水質に大きな影響は無い」という県の判断を説明し、内容を確認いただきました。津付ダム建設事業に係る、環境や水産に関する専門家からの聞き取りした結果「大きな影響は無い」との見解を頂いています。

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※県基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

5件（5名の方から31項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
17	コスト縮減対策及び代替案立案の可能性	代替案立案の可能性	ダム計画の妥当性	ダムありきの試算としかみえず、ダム計画の妥当性が検証されているとは思われない。	1	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
18	コスト縮減対策及び代替案立案の可能性	代替案立案の可能性	潮止め堰	洪水時に最も被害が大きくなるかもしれないという陸前高田市街地へのえっ水が心配される箇所は早急に補強する。潮止め堰を改修または撤去し、合わせて両岸を掘削することによって河道断面を目標とする治水安全度の洪水が流れるように確保する。河床を1mほど下げることが出来ればダムよりはるかに治水効果が高い。	1	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
19	コスト縮減対策及び代替案立案の可能性	代替案立案の可能性	ダム以外の治水対策	国の方針に従い、ダム以外の方法に転換するべきである。	1	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
20	コスト縮減対策及び代替案立案の可能性	代替案立案の可能性	事業費	一般に、ダムは計画時よりも建設時・完成時の事業費が大幅に上がり、何倍にも膨れ上がった例もある。津付ダムもその例にもれないであろう。	1	国基準の検証の中で、事業費についても点検を行って算定しています。
21	総合評価	再評価の総括		ダムに頼らない治水対策の方が費用が少なくなる。	1	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
22	総合評価	再評価の総括		県の事業評価に基ずく再評価、国から示された基準に基ずく基準評価の現対策案妥当評価に賛同している。	1	意見番号6に対する県の考え方と同じ。
23	総合評価	再評価の総括		県独自の検証基準は、ダム案を優位にするための意図的な検証にしか見えない。	1	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
24	総合評価	再評価の総括		「事業継続」は大きな誤りであり、ダム建設を中止すべきである。	1	意見番号4に対する県の考え方と同じ。
25	付表	環境対策	環境調査	県内のダム建設後の河川の変化が検証されていない。	1	ダム建設以降、魚が減った等、環境の変化を指摘する声があることから、県内のダムがある河川において、環境の変化を把握するため、環境調査を予定しています。

津付ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日） ※県基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

5件（5名の方から31項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
26	その他	評価委員会		選出が不透明であり、治水対策の学識者集団による検証を行うべきである。	1	専門委員の選任にあたっては、専門委員会が所掌する案件の審議等に求められる専門性と調査審議にあたっての中立性に配慮することを基本方針としています。 大規模事業評価専門委員会については、審議予定事業の多い道路・河川分野のほか、環境分野や事業費の適正化の観点から会計分野などを重視した人選を行っています。特に、今年度の大規模事業評価専門委員会においては、河川改修事業やダム建設事業の審議が予定されていたことから、治水・河川分野の専門家を増員して専門性を高めているところであり、専門的な見地から十分な調査審議ができる体制を整えています。
27	その他	その他		政治家とダム建設にかかる政治献金問題が取りざたされ、恥ずべきことである。	1	
28	その他	自然環境	環境調査	自然保護課に環境改変をやめ、保護を求めた。	1	意見番号13に対する県の考え方と同じ。
29	その他	その他		公共事業全てを高額予算計上の意味で無駄と言い切れるのか。サクラ鱒の生態と生命、人間社会生活の優先度を考えた場合、優先の価値観は言う間でもない順番があるように思う。	1	意見番号6に対する県の考え方と同じ。
30	その他	周辺環境検討委員会		周辺環境検討委員会は、ダムが周辺環境に与える影響をきちんと取りまとめて県民に示すべき。	1	意見番号13に対する県の考え方と同じ。
31	その他	住民説明		批判的意見を持つ住民や専門家と県側との公開の場での議論の場が必要と考える。	2	前回の再評価時からダム計画に変更が無いため、今まで行ってきた住民説明や批判的意見への対応と変わらず、議論の場の必要性は低いと考えています。
総 数					36	